

## ジェットロ仮訳

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確を期するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承ください。

謄本

## インドネシア共和国 大統領

### 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録に関する インドネシア共和国政令 2018年22号

慈悲あまねく慈愛深きアッラーの御名において

インドネシア共和国大統領は、

商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号第 52 条(4)項の規定の実施のため、  
標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録に関する政令を定める必要があること

を検討し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条(2)項；
2. 商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号（インドネシア共和国官報 2016 年 252 号、官報補遺 5953 号）；

を考慮し

標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録に関する政令を定めることを決定する。

## 第 I 章 総則

### 第 1 条

本政令では用語を以下のように定義する：

1. 商標とは、商品および／あるいはサービスの商業活動において、人あるいは法人が製造した商品および／あるいはサービスを差別化するための、二次元および／あるいは三次元の絵、ロゴ、名称、言葉、文字、数字、色の構成、音声、ホログラム、あるいは上記の要素の2つかそれ以上の組み合わせによるマークである。
2. 団体商標とは、他の同種の商品および／あるいはサービスと差別化するために、複数の人または法人が合同で取り扱う商品またはサービスおよびその管理の性質、一般的特徴、品質に関して同一の特徴を有する商品および／あるいはサービスに用いられる商標である。
3. 国際事務局とは、世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization）である。
4. 国際出願とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づき、インドネシアを本国とした商標の登録のための申請である。
5. 国際登録とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づき、インドネシアを指定国とした国際商標の登録である。
6. 基礎出願とは、国際出願の提出の根拠となる商標登録の申請である。
7. 基礎登録とは、国際出願の提出の根拠となる登録済み商標である。
8. 国際登録日とは、商標が国際商標登録簿に登録された日である。
9. 出願人とは、国際出願を提出した者である。
10. 権利者とは、国際商標登録簿に記載された国際登録においてその名が記録された者である。
11. 代理人とは、インドネシア共和国の領域内に居住する、あるいは永続的な居所を持つ知的財産コンサルタントである。
12. 大臣とは、法務分野の行政業務を行う大臣である。
13. 商標公報とは、法律に従い、電子的および／あるいは非電子的な設備を通じて、大臣が定期的に発行する、商標に関する規定を掲載した公式のメディアである。
14. 法律とは、商標および地理的表示に関する法律 2016 年 20 号である。
15. 日とは就業日である。

## 第 2 条

標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録の出願は、以下の形態を取り得る：

- a. インドネシアを本国とし、大臣を通じて国際事務局を指定した出願；あるいは
- b. 大臣が国際事務局から受け取った、インドネシアを指定国の一つとした出願。

## 第 II 章 国際出願

### 第一部 出願の条件と手続き

## 第 3 条

- (1) 国際出願は大臣を通じて、国際事務局に提出する。
- (2) 第(1)項の国際出願は、電子的に、または非電子的に提出することができる。

- (3) 第(2)項の国際出願は、英語で様式に記入して提出する。
- (4) 第(3)項の国際出願は、以下の者のみが提出することができる：
  - a. インドネシア国籍を有する出願人；
  - b. インドネシア共和国領域に本居または永続的な居所を持つ出願人；あるいは
  - c. インドネシア共和国領域に実体のある工業または商業事業活動を有する出願人。
- (5) 第(3)項の国際出願は、代理人を通じて提出することができる。

#### 第 4 条

- (1) 第 3 条の国際出願には、国際事務局に直接支払わなければならない費用が課される。
- (2) 第(1)項の国際事務局に直接支払わなければならない費用の他に、国際出願には手続費用も課される。

#### 第 5 条

第 3 条の国際出願の提出は、出願人が基礎出願または基礎登録を有している場合にのみ行うことができる。

### 第二部

#### 国際出願の審査

#### 第 6 条

- (1) 大臣は、全ての国際出願に対して審査を行う義務を負う。
- (2) 第(1)項の審査は、以下のものに対して行われる：
  - a. 様式記入の具備および正しさ
  - b. 国際出願と基礎出願または基礎登録の間の一致；および
  - c. 手続費用の支払証明。
- (3) 第(2)項 a および b の審査は、共通規則に基づいて行われる。
- (4) 第(1)項の審査は、国際出願が受理された日から遅くとも 5 日の期間内に行われる。

#### 第 7 条

- (1) 大臣は、第 6 条の条件を満たした国際出願を国際事務局に通報する。
- (2) 第(1)項の国際出願は、国際出願が受理された日から遅くとも 2 カ月以内に、国際事務局に受理されなければならない。

#### 第 8 条

- (1) 国際出願が第 6 条の条件を満たしていない場合、国際出願が受理されてから最長で 10 日の期間内に、条件の不備を補完するため、大臣は書面により出願人に通知を行う。
- (2) 出願人は通知書の送付日から最長で 15 日の期間内に、条件の不備を補完する義務を負う。
- (3) 第(2)項の期間内に、出願人が条件の不備を補完しなかった場合、国際出願は撤回されたとみなされる。

## 第三部 国際事務局への通報

### 第 9 条

- (1) 大臣は以下の場合に国際事務局への通報を行う：
  - a. 基礎出願が拒絶され、または撤回された場合；あるいは
  - b. 基礎登録が取り消され、抹消され、または延長されなかった場合。
- (2) 第(1)項 b の通報は、国際登録日から 5 年の期間が終了する前に取り消されるか、抹消されるか、または延長されなかった基礎登録に対してのみ行われる。

## 第 III 章 国際登録

### 第一部 国際登録の申請と公開

#### 第 10 条

- (1) 大臣は国際事務局から国際登録を受け取る。
- (2) 第(1)項の国際登録を受け取った後、大臣は公開を行う。
- (3) 第(2)項の公開は、法律の規定に従って行われる。
- (4) 第(1)項の国際登録に対して、大臣は国際事務局から国際登録費用を受け取る。

#### 第 11 条

- (1) 公開期間中、利害関係を有する全ての者が、国際登録に対して異議を申し立てることができる。
- (2) 第(1)項の異議は、大臣に書面で提出し、また 2 部の写しで行わなければならない。
- (3) 第(1)項の異議は、登録が出願されている商標が法律により登録できない、または拒絶される商標であることの証拠を伴った十分な理由がある場合に申し立てることができる。
- (4) 第(1)項の異議の申立は、費用が課される。

### 第二部 実体審査

#### 第 12 条

- (1) 実体審査は、異議が申し立てられた国際登録に対しても、異議が申し立てられなかった国際登録に対しても行われる。
- (2) 実体審査は、法律の規定に従って行われる。

#### 第 13 条

- (1) 大臣は国際登録の通報日から遅くとも 18 カ月の期間内に、実体審査の結果を国際事務局に送付しなければならない。

(2) 第(1)項の審査結果は登録査定または拒絶査定<sup>1</sup>の形を取り得る。

#### 第 14 条

第 13 条(2)項の国際登録の実体審査の結果が登録査定だった場合、大臣は：

- a. 国際事務局に対して保護を与えるという表明を送付する；
- b. 商標証を発行する；および
- c. 商標公報において公開を行う。

#### 第 15 条

- (1) 第 13 条(2)項の国際登録の実体審査の結果が拒絶査定だった場合、大臣は国際事務局に拒絶理由を伴った拒絶通報を送付しなければならない。
- (2) 拒絶された国際登録に対して、権利者は法律の規定に従った意見書を送付することができる。
- (3) 第(2)項の意見書は、国際事務局から権利者に拒絶通知書が送付された日から遅くとも 30 日の期間内に、大臣に対して書面で送付しなければならない。
- (4) 第(2)項の意見書は、権利者が代理人を通すことによってのみ提出することができる。
- (5) 大臣は、第(2)項の意見書の結果の最終決定を国際事務局に送付しなければならない。

#### 第 16 条

- (1) 団体商標の形態の国際登録の場合、権利者はその団体商標の利用規定の複写およびそのインドネシア語への翻訳を提出しなければならない。
- (2) 第(1)項の団体商標の利用規定の複写およびそのインドネシア語への翻訳は、国際登録の通報日から遅くとも 3 カ月の期間内に大臣に提出しなければならない。
- (3) 権利者が第(2)項の複写を国際登録の通報日から遅くとも 3 カ月の期間内に提出しなかった場合、国際登録は拒絶される。
- (4) 第 12 条、第 13 条、第 14 条および第 15 条の実体審査に関する規定は、必要な変更を加えれば団体商標に対しても適用される。

### 第三部

#### 国際登録に基づく商標に対する法的保護

#### 第 17 条

国際登録に基づく商標に対する法的保護は国際登録日から 10 年間与えられる。

### 第四部

#### 国際登録に基づく商標に対する法的保護の期間延長

#### 第 18 条

第 17 条の国際登録に基づく商標に対する法的保護は、共通規則に基づいて期間の延長を行うことができる。

## 第 19 条

- (1) インドネシアを指定した国際登録の延長は、国際事務局により大臣へ通報される。
- (2) 第(1)項の延長の通報を受けた後、大臣は商標公報に登録し、公開する。
- (3) 第(2)項の延長に対して、大臣は国際事務局から国際登録延長費用を受け取る。

## 第五部

### 権利譲渡、名義変更および／または住所変更の登記

## 第 20 条

国際登録に基づく商標は共通規則に基づき、権利譲渡、名義変更および／または住所変更を行うことができる。

## 第 21 条

- (1) 第 20 条の権利譲渡は、以下のような権利者または被譲渡者による登記申請に基づいて提出することができる：
  - a. インドネシア国籍を有する；
  - b. インドネシア共和国領域に本居または法的居所を有する；または
  - c. インドネシア共和国領域に実体のある工業または商業事業活動を有する。
- (2) 第(1)項の権利者による権利譲渡の登記申請は国際事務局に直接、または大臣を通じて提出することができる。
- (3) 第(1)項の非譲渡者による権利譲渡の登記申請は、大臣を通じて提出することができる。
- (4) 第(2)項および第(3)項の大臣を通じた権利譲渡の登記申請は、英語で様式に記入し、権利譲渡の証拠を添付することにより、電子的または非電子的に提出することができる。
- (5) 第(4)項の権利譲渡の登記申請は、大臣が国際事務局に送付する。

## 第 22 条

- (1) 第 20 条の名義変更および／あるいは住所変更は、以下のような権利者による登記申請に基づいて提出することができる：
  - a. インドネシア国籍を有する；
  - b. インドネシア共和国領域に本居または法的居所を有する；または
  - c. インドネシア共和国領域に実体のある工業または商業事業活動を有する。
- (2) 第(1)項の権利者による名義変更および／あるいは住所変更の登記申請は、国際事務局に直接、または大臣を通じて提出することができる。
- (3) 第(2)項の大臣を通じた名義変更および／あるいは住所変更の登記申請は、英語で様式に記入し、名義変更および／あるいは住所変更の証拠を添付することにより、電子的または非電子的に提出することができる。
- (4) 第(3)項の名義変更および／あるいは住所変更の登記申請は、大臣が国際事務局に送付する。

## 第 23 条

- (1) インドネシアを指定した権利譲渡、名義変更および／あるいは住所変更は国際事務局により大

臣へ通報される。

- (2) 第(1)項の権利譲渡、名義変更および／あるいは住所変更の通報を受けた後、大臣は商標公報に登録し、公開する。

## 第六部 ライセンス

### 第 24 条

- (1) 国際登録に基づく商標は、ライセンス登録を行うことができる。
- (2) 第(1)項のライセンス登録の申請は、費用を課された上で大臣に書面で提出する。
- (3) 第(1)項のライセンス登録に関する規定は、法令の規定に従って行われる。

## 第七部 取消または抹消

### 第 25 条

- (1) 国際登録に基づく商標は、取消または抹消を行うことができる。
- (2) 第(1)項の取消または抹消に関する規定は、法令の規定に従って行われる。
- (3) 第(1)項の取消または抹消は、大臣が国際事務局に送付する。

## 第 IV 章 (国内出願への) 転換

### 第 26 条

- (1) 本国での基礎登録または基礎出願の保護の終了により取り消された国際登録は、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の規定に基づき、転換を行うことができる。
- (2) 第(1)項の転換の出願は、国際登録の取消日から遅くとも 3 カ月の期間内に権利者としてその名が登記されたことのある者が提出することができる。
- (3) 第(1)項の転換の出願は、様式に記入することにより電子的または非電子的に大臣に提出する。
- (4) 第(1)項の転換の出願には、費用が課される。

### 第 27 条

- (1) 既にインドネシアで保護が与えられ、また第 26 条(3)項および第(4)項の規定を満たした国際登録に対する転換の出願は、大臣により商標公報に登録され、公開される。
- (2) 第(1)項の転換の出願を通じた商標登録に対する法的保護は、国際登録日から与えられる。
- (3) 第(1)項の転換の出願により提出された商標登録は国際登録日が法律に基づいた受理日となる。
- (4) まだインドネシアで保護が与えられていないが、第 26 条(3)項および第(4)項の規定を満たした国際登録に対する転換の出願は、大臣が国際登録の取消前の最終段階から、その出願の手続を継続する。
- (5) 第(4)項の出願手続は、法律の規定に基づいて行われる。

- (6) 取り消された国際登録は転換が行われなかった場合、大臣は商標公報において取消を記載し、公開する。

## 第 V 章 代替

### 第 28 条

- (1) 法律の規定に基づいて登録された商標は、インドネシアを指定した国際登録に基づく登録商標により代替することができる。
- (2) 第(1)項の代替は、以下の条件によつてのみ行うことができる：
- a. インドネシアを指定した国際登録の前に既に登録された商標である；
  - b. 商標の所持者が国際登録の権利者と同一である；
  - c. 登録された商標が国際登録と全体において同一性を有している；
  - d. 登録された商標の商品および／あるいはサービスの種類が、国際登録内にも存在する。
- (3) 第(1)項の代替の出願は、費用を課された上で大臣に書面で提出する。
- (4) 大臣は代替があったことを国際事務局に通報する。

## 第 VI 章 終末規定

### 第 29 条

本政令は法制化の日から有効となる。

全ての者が知ることができるよう、本政令の法制化をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる。

ジャカルタにおいて制定  
2018年6月5日  
インドネシア共和国大統領

署名

JOKO WIDODO

ジャカルタにおいて法制化  
2018年6月6日  
インドネシア共和国  
法務・人権大臣

署名

YASONNA H. LAOLY

インドネシア共和国官報 2018 年 86 号

標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録  
に関する

インドネシア共和国政令

2018年22号

注釈

I. 概略

グローバル化は、経済活動および国境を超える商品およびサービスの貿易に影響を及ぼしている。知的財産としての商標は経済活動および上記の貿易において非常に重要な役割を有する。特にインドネシアの地場産品に対するグローバルな商標を開発し、グローバルな市場で競争ができる中小企業を育成するという政府のプログラムを支援するため、効果的で効率的な国際商標登録のシステムが必要とされている。上記の政府プログラムを支援するため、国際商標の登録メカニズムは、グローバルな貿易を支える法的保護を得るために必要とされているものである。

標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録（標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書）は、商標の所持者が国外での商標保護を得ることを容易にし、より広範な保護を得ることができるようにした商標登録システムである。インドネシア政府による国際商標登録規定の採用は、1989年の標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の承認に関する大統領令2017年92号を通じて承認された。商標および地理的表示に関する法律2016年20号においては、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づいた国際商標の登録に関する規定は、同法第52条で定められている。上記の議定書による国際商標の登録に関するより詳細な規定は、政令で定められている。

標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書は、国内商標の利害関係者に、国内経済の強化を支えるグローバルな知的財産メカニズムを活用する機会を与えるものである。この議定書への加盟は、インドネシアにおける商標登録手続を、インドネシアの主要な貿易パートナーとなる国における商標登録手続と一致させるものでもある。

国際商標の登録システムにおいて、大臣は2つの非常に重要な役割を有する。第一に、インドネシアを本国とする国際商標登録の出願を、指定国につなぐために国際事務局に通報する権限当局として的大臣、第二に、国際事務局からの国際登録を受理する権限当局として的大臣である。

概してこのシステムは商標登録の手続を簡素にするものである。この手続の簡素化には、出願段階および登録後の段階が含まれる。出願段階においては、商標の所持者は言語を一つ選択して単一の申請を、指定国へつなぐために国際事務局に通報する大臣を通じて提出するだけで十分である。登録後の段階においては、商標の所持者は、単一の国際登録番号により集中的に商標保護管理を行うことができる。このため、このシステムは効果的で効率的な商標登録システムの実現において、戦略的な役割を有し、また国内商標が国際世界で競争する機会を大きくするものである。

上記の事項により、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書を通じた商標登録の手続きとメカニズムに関する商標分野の利害関係者に指針を与える政令を定める必要がある。この政令には以下の内容を記載する：

一 国際出願の条件および手続、国際出願の審査および国際事務局への通報に関して定める国際出願；

—国際登録の受理および公開、実体審査、国際登録に基づく商標に対する法的保護、国際登録に基づく商標に対する法的保護の期間延長、権利譲渡、名義変更および／あるいは住所変更、ライセンスおよび取消または抹消を定める国際登録；

—転換；および

—代替

## II. 条ごとの注釈

### 第 1 条

十分に明確である。

### 第 2 条

十分に明確である。

### 第 3 条

十分に明確である。

### 第 4 条

十分に明確である。

### 第 5 条

十分に明確である。

### 第 6 条

#### 第(1)項

十分に明確である。

#### 第(2)項

十分に明確である。

#### 第(3)項

「共通規則」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則である。

#### 第(4)項

十分に明確である。

### 第 7 条

十分に明確である。

### 第 8 条

十分に明確である。

## **第 9 条**

### **第(1)項**

十分に明確である。

### **第(2)項**

本規定における通報には、基礎登録の取消または抹消のうち、国際登録日から 5 年の期間の終了前に、取消または抹消の訴訟手続が開始されたが、取消または抹消の決定がその期限の終了後に法的確定効を得るものが含まれる。

## **第 10 条**

### **第(1)項**

十分に明確である。

### **第(2)項**

十分に明確である。

### **第(3)項**

十分に明確である。

### **第(4)項**

課される費用の金額は、国内商標登録の出願費用と同額である。

商標登録の出願費用と同額の費用は、インドネシア政府の通知に基づき国際事務局により定められており、国際事務局はこの費用をスイス・フランにより受け取る。

国際事務局が受け取った費用は、その後、国際事務局により、国連の公定為替レートに基づいたインドネシアの通貨でインドネシア政府に送金される。

## **第 11 条**

十分に明確である。

## **第 12 条**

十分に明確である。

## **第 13 条**

十分に明確である。

## **第 14 条**

十分に明確である。

## **第 15 条**

十分に明確である。

## **第 16 条**

十分に明確である。

## 第 17 条

十分に明確である。

## 第 18 条

「共通規則」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則である。

## 第 19 条

### 第(1)項

十分に明確である。

### 第(2)項

十分に明確である。

### 第(3)項

課される費用の金額は、国内商標保護の期間延長費用と同額である。

商標登録の延長費用と同額の費用は、インドネシア政府の通知に基づき国際事務局により定められており、国際事務局はこの費用をスイス・フランにより受け取る。

国際事務局が受け取った費用は、その後、国際事務局により、国連の公定為替レートに基づいたインドネシアの通貨でインドネシア政府に送金される。

## 第 20 条

「共通規則」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則である。

## 第 21 条

十分に明確である。

## 第 22 条

十分に明確である。

## 第 23 条

十分に明確である。

## 第 24 条

十分に明確である。

## 第 25 条

十分に明確である。

## 第 26 条

### 第(1)項

「転換」とは、本国における基礎出願または基礎登録の保護の終了により、国際登録のステータスをインドネシアにおける商標登録に変更するための措置である。

第(2)項

十分に明確である。

第(3)項

十分に明確である。

第(4)項

十分に明確である。

**第 27 条**

十分に明確である。

**第 28 条**

第(1)項

「代替」とは、国際登録がインドネシアにおける商標登録を置き換えるとみなされる状態である。代替は物理的にインドネシアにおける商標登録を国際登録に変更せず、またインドネシアにおける商標登録を取り消さない。この 2 つの登録は、並行して行うことができる。代替を行うことにより、国際登録の権利者は、インドネシアにおける商標登録が延長されなかった場合、インドネシアにおける商標登録に対する権利により受けた保護を継続することができる

第(2)項

十分に明確である。

第(3)項

十分に明確である。

第(4)項

十分に明確である。

**第 29 条**

十分に明確である。